

みやぎ伝統的工芸品サポーター企業登録制度要綱

(目的)

第1 この要綱は、県内の地域において育み受け継がれてきた伝統性のある工芸品を100年先まで伝えていくため、各方面で活躍する企業を対象に、本事業の趣旨に賛同し、伝統的工芸品の活用に協力いただく「みやぎ伝統的工芸品サポーター企業」として登録し、広く周知することにより、伝統的工芸品の普及を促進し、伝統的工芸品製造事業者の安定的な経営状況を構築することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、「企業」とは、事業活動を行う企業、法人、団体等をいう（個人事業主を含み、国及び地方公共団体を除く）。

また、「伝統的工芸品」とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条の規定により経済産業大臣の指定を受けた宮城県の伝統的工芸品及び宮城県伝統的工芸品振興対策要綱第2条の規定により宮城県知事が指定する伝統的工芸品をいう。

(登録)

第3 知事は、「みやぎ伝統的工芸品サポーター企業登録制度」の趣旨に賛同し、伝統的工芸品の活用に協力する企業を登録するものとする。

(申込み)

第4 前条の登録を希望する企業は、『「みやぎ伝統的工芸品サポーター企業」登録申込書』（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(登録証)

第5 知事は、企業から前条に定める申込書の提出を受け、当該企業の協力内容等が本制度の趣旨に沿ったものであると認めるときは「みやぎ伝統的工芸品サポーター企業」として登録し、『「みやぎ伝統的工芸品サポーター企業」登録証』（様式第2号）を発行するものとする。

(広報)

第6 知事は、登録した企業名を県のホームページ等で広く紹介するものとする。また、登録企業から伝統的工芸品の活用事例について『「みやぎ伝統的工芸品活用例 報告書』（様式第3号）により報告があったときは、県のホームページ等で広く周知を図るものとする。

(登録の取り消し)

第7 知事は、登録した企業が法令に違反した場合、その他登録企業として適当でないと認められる場合に、当該登録を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により登録の取り消しをするときは、理由を付して登録企業にその旨通知するものとする。

3 登録の取り消しを受けた場合、登録企業は速やかに登録証を知事に返納するものとする。

(所管)

第8 この要綱に関する事務は、宮城県経済商工観光部新産業振興課において所掌する。

附 則

この要綱は、令和5年9月25日から施行する。

「みやぎ伝統的工芸品サポーター企業」登録申込書

宮城県知事 村井嘉浩 殿

企業・事業所名

代表者職・氏名

当社（事業所）は、みやぎ伝統的工芸品サポーター企業として、以下のとおり取り組んでいます。

	取組の内容（チェック項目欄に○を記載）	チェック項目
1	お得意先に訪問する際のお土産品や、企業内の様々なイベントの記念品、ノベルティグッズとして県の伝統的工芸品を活用します。	
2	各種イベント（永年勤続表彰や創立〇〇周年記念等）に、オーダーメイドで伝統的工芸品の記念品を製作する等、活用に協力します。	
3	人通りが多いロビー等の展示スペースを伝統的工芸品のPR用として活用します。	
4	飲食店・ホテル・旅館等で使用する食器や家具等に伝統的工芸品を活用します。	
5	その他（独自の取り組みがあればご記入ください。）	

【企業・事業所の概要】

所在地	〒
主な業務内容	
ご担当者連絡先	担当部署名： 担当者名： TEL： Eメール：
HPアドレス	HPアドレス：
紹介（公表）	（公表の有・無）

※取組みのわかる写真等を添付願います。

【送付先】〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城県経済商工観光部 新産業振興課



みやぎ
伝統的工芸品

登録第 号
みやぎ伝統的工芸品サポーター企業
登録証

様

貴社（団体）は「みやぎ伝統的工芸品サポーター企業」として登録されたことを証します。

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩

「みやぎ伝統的工芸品サポーター企業」登録制度
伝統的工芸品活用例 報告書

企業・事業所名 _____

代表者職・氏名 _____

貴社で実施された活用の取組みや事例等を差支えなければご報告ください。(提出は任意です。)報告いただいた企業様の事例を県のホームページ等で詳しく紹介します。

伝統的工芸品を活用された企業活動の場面(イベント・セレモニー等)、時期、工芸品の種類や商品名、その他、感想等について、差し支えがない範囲でご紹介ください。

※取組みのわかる写真を添付願います。

【連絡先】

御担当者様の所属	
御担当者様のお名前	
電話	
Eメール	

【送付先】〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城県経済商工観光部新産業振興課
FAX022-211-2729
Eメール: shinsans@pref.miyagi.lg.jp

【別紙】

宮城県の伝統的工芸品指定状況一覧

指 定 目	指定区分		伝統的工芸品名	工芸品指定年月日	指定事業者(団体)	製造事業者指定年月日
	国指定	県指定		(上段は国指定年月日)		
1	○		ミヤギ伝統工芸 宮城伝統こけし	昭和56年6月22日	●宮城伝統こけし連合会 ・鳴子木地玩具協同組合 ・弥治郎こけし業協同組合 ・遠刈田伝統こけし工人組合 ・仙台地区伝統こけし工人組合	—
2	○	○	オカズズリ 雄勝硯	昭和60年5月22日 昭和57年12月1日	●雄勝硯生産販売協同組合	昭和57年12月1日
3	○	○	ナルコシッキ 鳴子漆器	平成3年5月20日 昭和57年12月1日	●鳴子漆器協同組合	昭和57年12月1日
4	○	○	センダイタンス 仙台筆筒	平成27年6月18日 平成2年3月2日	●仙台筆筒協同組合	平成2年3月2日
5		○	シロシワシ 白石和紙	昭和57年12月1日	●白石和紙蔵富人	令和5年2月7日
6		○	ツツキキ 堤焼	昭和57年12月1日	●株式会社 堤焼乾馬窯	昭和57年12月1日
7		○	ウモレギザイク 埋木細工	昭和57年12月1日	●小竹 孝	昭和57年12月1日
8		○	イワテヤマ 岩出山しの竹細工	昭和57年12月1日	●岩出山竹細工生産組合	昭和57年12月1日
9		○	ナカニイダウチハモノ 中新田打刃物	昭和57年12月1日	●石川刃物製作所	昭和57年12月1日
10		○	マツカサフウリン 松笠風鈴	昭和57年12月1日	●江雲堂	昭和57年12月1日
11		○	ツツミンギョウ 堤人形	昭和59年2月16日	●芳賀堤人形製造所 ●つつみのおひなっこや	昭和59年2月16日 平成22年3月31日
12		○	キリゴメヤキ 切込焼	昭和59年2月16日	●三浦陶房	昭和59年2月16日
13		○	センダイハリコ 仙台張子	昭和60年5月22日	●本郷だるま屋 ●つつみのおひなっこや	昭和60年5月22日
14		○	センダイツリザオ 仙台釣竿	昭和60年5月22日	●竿政竹竿製造店	昭和60年5月22日
15		○	センダイヒラ 仙台平	昭和60年5月22日	●合資会社 仙台平	昭和60年5月22日
16		○	センダイオフレ 仙台御筆	昭和60年5月22日	●大友毛筆店(大友博興)	昭和60年5月22日
17		○	タマムシヌリ 玉虫塗	昭和60年5月22日	●有限会社 東北工芸製作所	昭和60年5月22日
18		○	ワカヤナギジオリ 若柳地織	昭和60年5月22日	●千葉孝機業場(千葉孝順)	昭和60年5月22日
19		○	センダイツイシュ 仙台堆朱	平成2年3月2日	●南 一徳	平成2年3月2日



100年以上
の歴史を有
し、経済産
業大臣指定
の伝統的工
芸品



みやぎ
伝統的工芸品

50年以上の
歴史を有し、
宮城県知事指
定の伝統的工
芸品